

2. 学校徴収金の課題対応

学校徴収金の現状と課題を踏まえ、次のとおり課題対応を図ってまいります。

(1) 公費・私費負担区分の設定

(1) 公費・私費負担区分の設定

○公費、私費負担区分を設定（下記のとおり）し、学校徴収金における保護者負担の考え方を整理します。

①公費・私費の負担区分の基本的な考え方

公費・・・学校施設・設備に関する維持費や整備費、学校管理上で発生する経費、または、教科指導等に伴い必要となる経費などは、基本的に公費負担とします。
 ○学校の管理運営費及び教育活動に係る経費
 ○学級・学年・学校単位で共用、または備え付けとするもの
 ○その他管理・指導のための経費等

私費・・・学校での教育活動に要する費用のうち、直接的利益が児童・生徒に還元される経費については、受益者負担の考え方に基づき、基本的に保護者負担（私費）とします。
 ○生徒個人の所有物に係る経費
 ○教材、教具等、直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費等

②公費・私費負担区分

上記の「公費・私費の負担区分の基本的な考え方」に基づき、公費・私費負担区分を設定し、学校徴収金における保護者負担の考え方を次のとおり整理します。

なお、負担区分については、絶えず見直しを図るとともに表記のないものは、その都度検討し、決定することとします。

教科	公費	私費
学校幹旋品費	なし	絵具セット、リコーダー、書道セット、彫刻刀、裁縫セット、アルトリコーダー、柔道着等
学校教材費	教授用教具、指導用ソフト教材、説明教具、共用文具、模型、薬品、理科実験用具、木工・金工具等	ワークブック、ドリル、テスト、問題集、おりがみ、植物栽培セット、材料等
その他教材等	飼育動物・エサ、清掃用具、記録写真、賞状用紙等	名札、生徒手帳、連絡帳、氏名ゴム印、学年写真、指定物品（体操着、制服等）、水着、赤白帽子、上履き等
修学旅行・遠足等活動費	野外教育活動費（中学校の食費を除く）、クラブ活動用具	修学旅行費、遠足費、野外教育活動費（中学校の食費のみ）、芸術鑑賞費等
その他個人に係る経費	賞状用紙、通信票等	希望購入する卒業アルバム・記念写真等

※公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書(平成27年3月海老名市教育委員会作成)より抜粋